

令和3年第18回福岡市早良区選挙管理委員会議事録

- 1 開催年月日 令和3年10月31日（日）
- 2 開閉会時刻 開会 午前9時48分 閉会 午前9時58分
- 3 開催場所 早良区役所 応接室
- 4 出席委員（○） 中邨委員長、橋本委員長職務代理者、中村委員、尾形委員
- 5 出席事務局職員（▲） 進藤事務局長、原事務局次長、舩木選挙係長、
土師入部出張所長、香川書記
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題

（1）議案

議案第86号 選挙人名簿から抹消する者について

（2）その他

今後の委員会開催予定について

8 議事次第

審議事項の概要について事務局より説明し、個人情報が含まれ非公開の対象となる議案はないことについて、出席委員全員の合意により決定した。

（1）議案

議案第86号について審議が行われ、出席委員の全会一致で可決した。

（2）その他

今後の委員会開催予定について確認を行った。

< 主な意見・質疑等 >

- 告示後に転居をすると投票はできないのか。
- ▲ 福岡市では10/11を移替最終日としているため、10/12以降に市内で転居した場合は、前の住所地で投票していただくことになる。
- 県外に転居した場合はどうか。
- ▲ 4ヶ月経過すると旧住所地での名簿登録は抹消され、新住所地に転入届を出してから3ヶ月すると新住所地で名簿登録され投票できる。
- 統一地方選ではどうか。
- ▲ 県外への転出だと投票できない。県内への転出であれば、その確認がとれれば投票できる。